平成２３年（フ）第１９９号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目13番地の１　ダイアパレス松戸馬橋パークアベニュー701号
債務者　久保田信也
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２００号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目13番地の１　ダイアパレス松戸馬橋パークアベニュー701号
債務者　久保田頼子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０号
岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第26地割51番地２
債務者　高岡　輝彦
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

破産終結

平成１４年（フ）第１９０号
三重県四日市市諏訪町２番５号　四日市商工会議所内
破産者　四日市商工共済協同組合
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し、終結した。
津地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０６号
栃木県足利市葉鹿町719番地215
破産者　飯山　由理
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１７３３号
埼玉県桶川市北１丁目７番18号
破産者　捧　　裕夏
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４４８号
大阪府池田市古江町10番地　松田誉方
破産者　原野　正信
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０３号
大阪府八尾市亀井町１丁目１番14―203号、開始決定時の住所大阪府東大阪市小若江３丁目16番２号
破産者　池田　　徹
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８２５号
大阪市東住吉区桑津４丁目２番18号
破産者　廣瀬　賢二
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８２６号
大阪府八尾市高安町南７丁目７番エバンタイユ701号室、開始決定時の住所大阪府八尾市恩智北町４丁目477番地の４
破産者　上須﨑將高
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４０３号
兵庫県宝塚市中山桜台６丁目16番１―203号、前住所兵庫県宝塚市中筋山手７丁目１番１―308号
破産者　森下　克則
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２５号
大阪府八尾市山本町南１丁目９―14　ブルージェつばき203号室、開始決定時の住所大阪府八尾市南小阪合町３丁目11番19号
破産者　寺井　一則
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９７０号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目13―２―402、住民票上の住所大阪市天王寺区上本町１丁目１番８号
破産者　奥村商店こと　奥村　蔦子
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４６８号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―602号、開始決定時の住所大阪市此花区梅香１丁目10番22号
破産者　酒井　清一
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５８７号
大阪府寝屋川市国松町17―９、開始決定時の住所大阪府寝屋川市郡元町11番１号
破産者　寺島　伸一
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６９１号
大阪府枚方市上野２丁目９番41―401号
破産者　牧野薬寿堂薬店こと　和田　　稔
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部